

弊社（以下「買主」）の調達システムにより発行される注文書（以下「本注文書」）に記載される買主からの物品またはサービス（以下単に「目的物」）の購入申込みを貴社（以下「売主」）が口頭、書面または電磁的に承諾するか、もしくは当該目的物の納入または実施のための行為を開始することにより成立する売買契約（以下「本契約」）は、別途当事者の合意がない限り本注文書ならびに以下に記載される条件が適用されるものとします。

1. 買主および売主が別途の書面により合意する場合を除き、本契約に追加され、または本契約と相違する売主の表明、請求、提案その他の書面は買主を何ら拘束するものではない。すべての目的物は、買主により提供されるか、または買主が別途の書面により了承する当該目的物の包装、要求基準、仕様その他の要求事項（以下単に「要求事項」）を厳格に遵守して納入され、または実施されるものとする。
2. 目的物の引渡または実施前に生じた当該目的物の滅失、毀損、盗難、紛失等の損失は、買主の責に帰するものを除きすべて売主が負担する。
3. 別途両者間の合意がある場合を除き、目的物の納入または提供に際して適用される運賃、保険料、保管料、その他特別の費用は売主が負担する。
4. 売主は、本注文書に記載される事項に従い、目的物を納入し、または実施する。売主は、本注文書に記載される納入期日（以下「納入期日」）に目的物を納入または実施できないことが明らかになったときは、直ちにその旨を買主に通知し、買主の指示に従うものとする。
5. 適用される法律により認められる限りにおいて、買主は、電磁的または書面により通知し売主の了承を得ることにより、理由を問わず何時でも本注文書を取り消すことができるものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、売主は買主より補償を受けることができるものとする。
 - (1) 目的物が物品の場合、売主への供給事業者に戻品できない、または他の売主の顧客に販売できない特殊な原材料であって、納入期日通りにかかる物品を納入するために必要とされるもの
 - (2) 目的物がサービスの場合、買主による取消前に実施されたサービスに係る費用、ならびに第三者に対して既に支払われた売主において実際に生じた返金不能の費用であって、かかるサービスを提供するために合理的に必要とされるもの。
6. 本項の規定は目的物の納入または実施が定期行為とみなされる場合に適用される。定期行為において本注文書に記載される納入期日の遅延が生じた場合には、その遅延が売主の責によるか否かにかかわらず、直ちに売主が納入可能である場合を除き、納入期日の経過をもって当該定期行為は解除されたものとみなす。なお「定期行為」とは、納入期日に遅滞が生じると買主が有する所期の目的を達し得ない本契約のことをいう。定期行為が納入期日の経過により解除された場合、売主はこれに起因または関連して生じた買主の損害、損失、支出その他の費用を補償する責を負うものとする。
7. 適用される法律により認められる限りにおいて、買主は、目的物の納入または実施前において本注文書および本契約の内容を書面により通知すること（電磁的方法による場合を含む）により変更することができる。かかる変更が対価もしくは納入または実施の期日を変更するものである場合、当事者は協議の上適切な調整を行い、本注文書および本契約を変更するものとする。
8. 要求事項により要求される場合に限り、売主は本契約に基づく自己の義務を履行するために、買主の商標、商号またはロゴ（以下「買主の商標等」）を使用することができる。売主は、買主からの要請がある場合、買主の商標等を含むすべての資材を買主に引き渡すか、廃棄するものとする。本項に基づく使用を除き、本注文書および本契約のいかなる条項も売主に対する買主の商標等の利用を許諾すると解釈されるものではなく、本注文書および本契約に定められる以外の売主による買主の商標等の無権限の使用は禁止されるものとする。
9. 買主は、自己の裁量により、本契約の履行に必要な資材、備品、設備、装置等（以下、総称して「支給材」）を有償または無償で売主に支給または貸与することができる。売主は、支給材を善良な管理者の注意をもって管理し、保管上および帳簿上他の物品と区別する等他の物品との混同を避けるために必要な措置をとる。また売主は、買主の書面による事前の承諾のない限り、本契約履行以外の目的に支給材を使用し、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。買主は、売主に対して支給材の管理・使用状況について報告を求められるものとし、その場合売主は、遅滞なく買主指定の書式によりかかる報告を買主に行なうものとする。売主は、自己の責任または天災等の不可抗力による支給材および貸与品の遺失を補償できない場合に備え、必要に応じて売主の費用をもって火災保険、損害保険等を付保するものとし、その詳細については別途当事者間で定める。
10. 別途両者間の書面による合意がある場合を除き、売主は、目的物の納入後1年以内（要求事項において別途の期間が記載されている場合は当該期間内）に目的物に本契約または要求事項への不適合等の契約不適合

(以下「不適合」という)が発見された場合には、買主の請求に従って、代品の納入、代金の減額またはかかる不適合の補修を行う。ただし、当該不適合が買主の責に帰すべき事由により生じたときはこの限りでない。また買主は、かかる代品の納入、代金の減額または不適合の補修に代えて、またはこれらに加えて目的物の不適合によって蒙った損害の賠償を売主に請求することができる。

11. 前項の定めにかかわらず、下請代金支払遅延等防止法が適用される目的物の取引であり、売主が同法に定める「下請事業者」に該当する場合には、目的物を用いた製品または目的物につき買主が一般消費者に対して定める品質保証期間が 6 ヶ月を超えないときは、前項に定める期間は目的物の受領後 6 ヶ月以内に短縮される。
12. 本項の規定は売主が製造物責任法に定める「製造業者等」である場合に適用される。目的物の製造上、設計上または表示上の欠陥に起因して第三者の生命、身体、財産等に損害が発生し、または買主がかかる損害の発生防止に必要な措置を講じた場合、売主は買主がそのために蒙った損害および費用を賠償する。目的物の欠陥等に起因して損害が発生したまたはそのおそれがある場合、売主は直ちに売主の費用と責任でリコール等の必要な処置を行う。なお、売主は、本項に定める責任を負うため売主の費用負担にて生産物賠償責任保険を付保する等適切な措置を講じるものとする。
13. 前三項の場合、買主はその選択により、売主と協議の上、本契約の全部または一部の解除、または目的物の修補、補充、良品との交換、代金の減額、再実施およびこれらに加えて自己が被った損害の賠償を売主に対して請求することができるものとし、売主は誠意をもってこれに応じるものとする。
14. 本項において用いられる「製品」とは、目的物を含む買主のために製造されるすべての製品、ならびに買主のために実施されるすべてのサービスを意味するものとし、また「秘密情報」とは、買主により秘密である旨指定されているか否かにかかわらず、(a)製品の開発、設計、組成、配合、研究開発または仕様、(b)製品の生産技術、生産率または生産量、(c)製品の製造に使用される設備、(d)マーケティング、販売、顧客および未公開の財務資料を含む、目的物に関する買主の事業状況、(e)買主からの発注内容、および(f)本契約に基づく当事者間の関係を意味する。売主は、本契約に基づく目的物の供給または提供に際して知得した買主の秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示または漏洩せず、また本契約履行以外の目的に使用しないものとする。ただし、秘密情報が次の各号のいずれかに該当することを証明できる場合はこの限りではない。
 - (1) 秘密情報を知得した際既に公知のもの、またはその後売主の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの。
 - (2) 秘密情報を知得した際、既に売主が保有していたもの。
 - (3) 秘密情報を知得した後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手したもの。
 - (4) 秘密情報によらずに売主が独自に開発したもの。
15. 売主は、本契約の履行に関し発明、考案、意匠、著作物（二次的著作物を含む）の創作等（ノウハウ、トレード・シークレットを含み、以下「知的財産権等」）を行った場合は、直ちにその内容、経緯等を買主に通知し、その権利の帰属につき買主と協議する。但し、秘密情報に基づきなされた知的財産権等については、これに係る一切の権利は買主に帰属するものとし、かかる帰属のための詳細については別途協議の上決定する。
16. 本契約の履行にあたり売主が従前から保有する知的財産権等および前項に基づき売主に帰属した知的財産権等を目的物の製造、加工または制作のために実施または利用しようとする場合、売主は、買主が指示した場合を除きかかる知的財産権等を事前に書面により買主に通知する。なお、本項の規定は、買主およびその役員、従業員その他買主のために従事する者が自己のために使用する消耗品、備品または電子・情報機器に該当する目的物については適用されない。
17. 目的物の対象が、売主が単独もしくは買主と共同で作成される著作物（プログラム、ソフトウェア、提案書および報告書等をいい、以下「著作物」）である場合、売主は、著作物を創作後、納入期日に従い遅滞なく買主に引き渡すものとする。かかる著作物の所有権・著作権その他の権利は、すべて買主に譲渡されるものとし、著作権については著作権法第 27 条で定める翻訳権及び翻案権等、および同法第 28 条で定める二次的著作物の利用に関する原著者の権利についても買主に譲渡されるものとする。売主は、自らまたは第三者をして、本項に基づき買主に譲渡された著作権に係る著作物人格権を買主または買主を通じて当該著作権を取得・利用する当事者に対して行使しないものとする。売主が従前より保有する著作物を目的物に適用した場合、売主は買主に対し、当該著作物について買主または買主が指定する第三者が利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用(著作権法に基づく複製、改変、翻案等の著作物を利用する権利をいう)を無償で許諾するものとする。売主は、本項に基づき許諾される著作物に係る著作物人格権を買主または買主を通じて当該著作物を取得・利用する当事者に対して行使せず、また第三者がこれを行わないことを保証する。
18. 売主は、本契約の一体となる買主が別途に定める「ソルベンタム サプライヤー責任規範 Supplier responsibility code」(<https://www.solventum.com/en-us/home/our-company/partners-suppliers/#code>)を

遵守する。

19. 売主は、目的物の製造、加工または実施における過程その他本契約の履行において適用されるあらゆる法律、規制、手続き、国内および国際的な制令、規則、規程、条令ならびに政府の命令（例えば、米国腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法などの贈賄防止、マネーロンダリング、独占禁止、輸出規制、環境、輸送、安全、衛生及び雇用に関するものを含むがこれらに限定されない）を遵守すること、ならびに目的物が買主による目的物の使用または利用において適用されるあらゆる法律、規制、手続き等に適合していることを保証する。
20. 売主は、(a)政府職員または政党（これらの候補者を含み、以下「政府職員等」）の行為または判断に影響を与えるため、(b)政府職員等が負う法律上の義務に反して、かかる政府職員等が一定の行為を行うか、またはこれを行わないよう誘引するため、もしくは(c)政府職員等が、売主による本契約に基づく義務の履行を容易にするために国内外の政府またはその機関に対して影響力を行使するよう誘引するために、直接または間接に贈答品、金銭の支払いその他価値あるものの申し入れをしたり、提供したり、提供の約束をしたり、もしくは提供する権限を付与したりするような行為を一切行わないものとする。また売主およびその関連会社は、常に完全かつ正確な財務記録を保有するものとし、また本契約の履行に関して売主が買主に提出する財務記録は完全かつ正確でなければならないものとする。
21. 買主および売主は、相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」）ではないこと
 - (2) 自らが法人の場合、その株主・役員その他の者であって実質的に法人の全部または一部を支配する者が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (4) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行なう者ではないこと
22. 買主および売主は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知・催告なしに直ちに本契約を解除し、これにより被った損害の賠償を請求できる。(1)本契約に違反し、催告後 30 日を経過した後も当該違反状態が是正されないとき(2)手形もしくは小切手を不渡りとし、またはその他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき、(3)第三者より仮差押・差押・強制執行または担保権の実行としての競売の申立てまたは公租公課の滞納処分を受けたとき、(4)監督官庁から営業の取消または停止等の処分を受けたとき、(5)破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立てを受け、または自ら申立てたとき、(6)解散、合併、減資、営業の全部または一部の譲渡を決議し、本契約に基づく義務の履行に重大な影響が生じるとき、(7)相手方に前各号のいずれかが生じるおそれがあると合理的に認められるとき
23. 買主または売主に前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する。この場合において買主が売主に対し債務を負担しているときは、他の契約の規定にかかわらずその負担する一切の債務の対当額につき、買主は相殺することができる。
24. 買主の責に帰すべき事由による場合を除き、売主は、次の各号に定める事由に起因または関連して生じる主張、責任、損失その他の損害から買主およびその関連会社、ならびにこれらの役員、従業員、承継人および譲受人を防御し、何らの損害も負わせないものとする。
 - (1) 売主による本注文書および本契約に基づく義務の不履行
 - (2) 売主の施設における、もしくは目的物に関連する取扱い、パッケージ、ラベル、保管、取扱い、移送、もしくは廃棄に起因して生じる主張
25. 売主は、買主の書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならない。
26. 買主および売主は、洪水、火災、地震、疫病等の天災地変、戦争、内乱、暴動またはその他の不可抗力、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、その他当事者の責に帰することのできない事由（以下「不可抗力」）による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能について責任を負わない。万一売主において不可抗力に該当する事由が生じた場合、買主は、適用される法律により認められる範囲において売主に対して何らの責任を負わず、売主に対して通知することにより本契約の内容を変更し、または解除することができるものとする。なお、本項に定める不可抗力には、(a)労働争議、(b)売主のサプライヤーによる不履行、および(c)売主が合理的に予め製品を買主が了承する設備に移動させる等の手段を講じることにより防ぐことができた遅延を含まない。
27. 買主および売主の間に目的物に関する契約書面がある場合であって、かかる契約書面と本注文書の内容が異

なる場合は、契約書面の内容が優先して適用されるものとする。

28. 本契約は、日本国法に基づき解釈され支配される。本契約に関する買主・売主間の紛争は、すべて本書記載の買主の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

約款添付 追加記載事項

1. 支払方法：銀行振込

2. 支払条件

旧支払条件	新支払条件(英語表記)	新支払条件(日本語表記)
納品後月末締25日後現金振込	25 Days End of Month	納品後月末締25日後現金振込
納品後月末締1ヵ月後現金振込	End of Next Month Payment	納品後月末締1ヵ月後現金振込

3. 検査完了期日 納入後7日